

## 【記載例】

## 財産目録(平成〇年〇月末日 現在)

## 1 不動産

※仮に提出期限に遅れる場合でも、特に指示がない限り基準日は変わりません。

番号	所在, 種類, 面積等	備考(変動事項等)
1	〇〇区〇〇町1-12 宅地 123.24㎡	〇〇のために担保を設定した
2	〇〇区〇〇町1-12-34 居宅 2階建て	居宅から店舗に改築し2階部分を増築した

## 2 預貯金, 現金

番号	金融機関名, 口座番号	種類	前回(×年×月)金額	今回(△年△月)金額	備考(変動事項等)
1	〇〇銀行××支店 (2345678)	普通	2,105,232	1,610,232	
2	〇〇銀行△△支店 (123725)	定期	5,000,000	5,000,000	
3	ゆうちょ銀行 (1450-2365)	普通	220,000	440,000	
4	●●銀行××支店 (8765432)	普通	0	225,000	家賃振込用に開設
5	現金		0	98,000	貸金庫にて保管
現金・預貯金総額			7,325,232	7,373,232	
			前回との差額	48,000円	

## 3 その他の資産(保険契約, 各種金融資産等)

番号	種類(証券番号等)	金額(数量)	備考(変動事項等)
1	▲▲電力(株) 株券	1,000株	
2	■●海上火災 火災保険		
3	外貨預金	10,000米ドル	
4	国債	10,000,000円	

## 4 負債

番号	種類(債権者)	金額(円)	備考(変動事項等)
1	借入金残金(〇〇商店)	11,000,000	

負債総額 11,000,000円

平成 年 月 日

作成者氏名 〇〇 〇〇 印

※後见人以外の方が代理して作成した場合、その旨を明記してください。なお、後日、裁判所から財産目録に関して問い合わせる場合には、代理作成者ではなく、後见人に対して問い合わせますので、後见人の方は、記載された内容について、責任を持って把握してください。

**【記載例】**

平成〇〇年(家)第〇〇〇〇〇号 未成年後見監督処分事件

(定期監督用)

(基本事件 平成△△年(家)第△△△△△号 未成年者 甲山 次郎)

東京家庭裁判所 家事部後見センター 御中

後見事務報告書 (未成年)

平成 △△年 △月 △日

報告者(後見人) 甲野 太郎 印

携帯: 080 (〇〇〇〇) □□□□

住所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番△号 Tel: 03 (3502) △△△△

《以下、該当する項目の□にチェックを、下線部には必要事項を記入してください。》

1 未成年者の生活状況について記載してください。

氏名: 甲山 次郎

住所: 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番△号

同居者: ■後見人 ■その他(後見人の妻, 後見人の長男)

学校名・勤務先: 霞ヶ関小学校

健康状態: 良好

2 未成年者の生活状況に変更の予定はありますか(転居, 婚姻, 養子縁組の予定等)。

□ 以下のように変わる予定がある ■ 変わる予定はない

3 前回の事務報告以降, 未成年者の財産に大きな変化はありましたか。

■ 変化があった(\*変化した内容がわかる資料を同封してください。)

(変化のあった財産の種類) (具体的内容)

□不動産

□預貯金

■保険金

□借金

□その他( )

□ 変化はない

死亡保険金300万円を受領した。

4 今後, およそ1年以内に, 未成年者の財産が大きく変わる予定はありますか。

■ 変わる予定がある □ 変わる予定はない

(以下に, 具体的内容を記載してください。)

私立中学進学予定であり, 少なくとも初年度納入金137万円が必要になる。

※ 変更予定時期 △△年 3月

5 未成年者の生活や財産について, また, その他後見事務に関して, 困っていること, 相談したいことなどございましたら, お書きください。

生命保険会社から, 受領した保険金での保険契約を勧められているが, 契約してよいか。

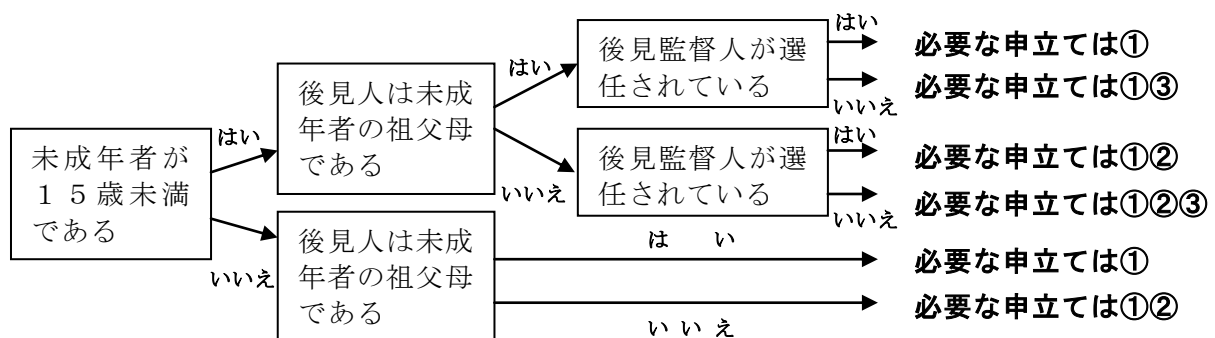
※ それぞれの質問につき, 書ききれない場合は別の紙に記載して送付してください。

## Q13 後見人と未成年者との養子縁組

後見人として未成年者を監護してきましたが、今後は未成年者を自分の養子としたいと考えています。どのような手続きが必要でしょうか。

**A** 後見人が未成年者と養子縁組するには、①家庭裁判所に「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。②また、孫と祖父母など直系尊属との養子縁組を除き、「未成年者の養子縁組許可」も必要です。さらに、③未成年者が15歳未満でかつ後見監督人が選任されていない場合、後見人と未成年者の利益が相反するため、「特別代理人選任」の申立てが必要となります。

- 1 後見人が未成年者と養子縁組するにあたり、家庭裁判所の許可を必要としているのは、養子縁組に不適切な目的がないかを審査するためです。
- 2 一般に、未成年者と養子縁組する場合、縁組が未成年者の福祉にかなうかどうかを審理するため、家庭裁判所の許可を得る必要があります（孫と祖父母など、直系尊属との養子縁組を除きます。）。
- 3 養子となる未成年者が15歳未満の場合は、その未成年者の法定代理人が未成年者に代わって縁組を承諾する（「代諾」といいます。）ことになります。本問の場合、後見人が、養親となる者であると同時に、養子となる未成年者の法定代理人の立場でもあり、利害関係が対立すること（利益相反）になります。そのため、後見人が未成年者の法定代理人にはなれないので、未成年者を代理する特別の代理人を選任する必要があります。なお、後見監督人がいる場合は、後見監督人が後見人に代わって縁組を代諾するので、特別代理人の選任は不要です。
- 4 このように、後見人が未成年者を養子とする場合は、色々な申立てが必要となる場合もあります。未成年者との養子縁組をお考えであれば、必ず事前に、選任された家庭裁判所（31ページの連絡先一覧を参照してください。）までご連絡ください。



## Q14 未成年者と利益が相反する場合

後見人は未成年者と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

**A** 家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。

- 1 後見人は未成年者の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、遺産分割など後見人と未成年者の利益が相反する行為の場合（後見人と未成年者との間で利害関係が生じる場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、未成年者の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています。遺産分割など利益が相反する行為が終われば、特別代理人の職務は終了します。
- 2 本問にあるような、後見人と未成年者が共同相続人である場合の遺産分割は、後見人と未成年者の利益が相反する行為ですから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しさえすればどのような処分でも許されるというわけではなく、例えば未成年者の法定相続分が確保されないような分割案は認められません。
- 3 手続としては、後見人（または利害関係人）から家庭裁判所に特別代理人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります。家庭裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮し、未成年者と利益が相反せず、未成年者のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。本問のように遺産分割が目的の場合には、遺産分割協議書案（未成年者の法定相続分が確保されているもの）及び遺産目録等を添付して申立ててください。  
ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が未成年者を代理することになりますので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。
- 4 また、兄弟姉妹など、複数の未成年者について一人の後見人が選任されている場合で、未成年者同士の間で利益が相反する場合（例えば、複数の未成年者が共同相続人である場合の遺産分割など）も、特別代理人の選任が必要です。

※ 特別代理人の選任の申立てをする場合、インターネット上にある「東京家庭裁判所 後見サイト」の「選任後の手続」ページからも、申立書のダウンロードが可能です。

東京家庭裁判所 後見サイト

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/koken/index.html>

## Q15 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

**A** 申立てにより，家庭裁判所の審判で，未成年者の財産から報酬を受け取ることができます。

- 1 後見人は，その事務の内容に応じて，未成年者の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には，後見人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをする必要があります。家庭裁判所は，後見人として働いた期間，未成年者の財産の総額や内容，後見人の行った事務の内容などを考慮して，後見人に報酬を付与するのが相当かどうか，相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。
- 2 後見人は，報酬を付与する旨の審判で認められた額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。したがって，後見人は，この手続を経ずに独断で未成年者の財産から報酬を受け取ることはできません。
- 3 なお，報酬の前払いはできません。したがって，例えば，毎年一定の時期，あるいは後見人を辞任するとき，後見終了のときなど，一定の職務を行った後に，後払いとして請求していただくことになります。

※ 報酬付与の審判申立てをする場合，インターネット上にある「東京家庭裁判所 後見サイト」の「選任後の手続」ページからも，申立書のダウンロードが可能です（「東京家庭裁判所 後見サイト」のURLは，**Q14**を参照してください。）。



## Q16 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

**A** 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。

後見人は未成年者の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、未成年者の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「正当な事由」としては、例えば、後見人が高齢や病気になったり、負担が重くなったりして、後見人としての職務を遂行できなくなった場合が考えられます。

後見人の辞任の申立てにあたっては、未成年者の保護に支障が生じないように、新たな後見人の選任の申立ても、あわせて行ってください。平成24年4月以降、未成年後見人を複数人選任することや、法人を未成年後見人として選任することもできるようになりました。

なお、後見人が破産者で復権していなかったり、後見人、後見人の配偶者（夫・妻）、後見人の直系血族（父母・子・祖父母・孫など）が未成年者に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。



## Q17 後見終了時にしなければならないこと

後見人を辞めたり、未成年者が成人したときは、どうすればよいでしょうか。

**A** 2か月以内に管理していた財産の計算をして家庭裁判所に報告し、新しい後見人または未成年者自身に対し、管理していた財産を引き継がなければなりません。その際、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の立会いが必要です。

- 1 後見人の辞任・解任の場合
  - (1) 2か月以内に、未成年者の財産を新しい後見人に引き継ぐ。
  - (2) 指示されれば、財産の現状を家庭裁判所に報告する。
  
- 2 未成年者が成人に達したり、婚姻した場合（成年擬制）
  - (1) 2か月以内に、未成年者の財産を未成年者に引き継ぐ。
  - (2) 指示されれば、財産の現状を家庭裁判所に報告する。
  - (3) 結婚したときは、連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を、家庭裁判所に提出する。
  - (4) 10日以内に、未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市町村役場に、後見終了届を提出する。
  
- 3 未成年者が養子縁組した場合
  - (1) 2か月以内に、未成年者の財産を養親に引き継ぐ。
  - (2) 指示されれば、財産の現状を家庭裁判所に報告する。
  - (3) 連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を、家庭裁判所に提出する。
  - (4) 10日以内に、未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市町村役場に、後見終了届を提出する。
  
- 4 未成年者と死亡した養親との間で死後離縁をした場合  
実父母の双方または一方が生存していれば、実父母が親権者になり、後見が終了します。
  - (1) (実父母以外が後見人であった場合) 2か月以内に、未成年者の財産を**実親**に引き継ぐ。\*実親自身が後見人の場合、財産の引継ぎは不要です。
  - (2) 指示されれば、財産の現状を家庭裁判所に報告する。
  - (3) 連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を、家庭裁判所に提出する。
  - (4) 10日以内に、未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市町村役場に、後見終了届を提出する。
  
- 5 未成年者が死亡した場合  
死亡診断書の写し又は死亡した旨の記載のある戸籍謄本を、家庭裁判所に提出する。

基本事件 平成 年（家）第 号

東京家庭裁判所 後見センター 御中

東京家庭裁判所立川支部 後見係 御中

## 連 絡 票

平成 年 月 日

(未成年者 )

後見人 印

住所

電話番号（日中連絡がとれる番号をお書き下さい。）

下記のとおり連絡します。

記



## 連絡票（記載例）

### 氏名・本籍・住所の変更、後見の終了、報告書の提出が遅れるとき

#### 1(1) 未成年者が転居した場合

未成年者が大学に入学し独り暮らしを始めたので、平成〇年〇月〇日に、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に転居しました。家賃は、月額〇〇万円になる見込みです。未成年者の住民票とアパートの賃貸借契約書の写しを同封しました。

#### 1(2) 後見人が転居した場合

後見人の住所と連絡先が変わったので、転居後の住民票を同封します。日中の連絡先は、〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇です。

#### 2 未成年者が婚姻した場合

未成年者が婚姻したので、戸籍謄本を同封します。

#### 3 後見人が死亡した場合

後見人が死亡したので、除籍謄本を同封します。私は、未成年者の兄の〇〇〇〇です。私への連絡は、住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、携帯電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇までお願いします。後任の後見人選任の申立てを予定しています。

#### 4 後見事務報告書の提出が遅れる場合

〇月〇日までに後見事務の報告を求められましたが、保険会社の資料が届くのが遅れているため、2週間ほど提出が遅れます。〇月〇日までには提出します。

## 財産の大きな変動

### 1 保険金を受領した場合

平成○年○月○日，未成年者が受取人となっている○○生命保険会社の学資保険1000万円を受領しました。保険金は，未成年者名義の○○銀行○○支店普通預金口座（口座番号○○○○○）に入金しました。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳の写しを同封しました。

### 2(1) 遺産分割をする場合

平成○年○月○日，未成年者の祖父が死亡し，遺産分割の必要が生じました。相続人は，未成年者と祖母の二人です。遺産は，同封した遺産目録のとおりです。

遺産は，不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円，預金残高は1000万円です。これらの遺産のうち，未成年者が預金を，祖母が不動産を，それぞれ相続したいと思います。未成年者の法定相続分2分の1は確保されておりますので，この内容で遺産分割を進めてもいいでしょうか？遺産分割協議書案，遺産目録，不動産の全部事項証明書と固定資産評価証明書，預金通帳の写しを同封します。

### 2(2) 遺産分割のための特別代理人選任を申し立てる場合

後見人は未成年者の伯父ですが，平成○年○月○日，未成年者の祖父（私の父）が死亡したため，遺産分割を行うことになりました。相続人は，未成年者と私の2人です。後見人と未成年者が共同相続人なので，遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。遺産分割協議書案，遺産目録，不動産の全部事項証明書と固定資産評価証明書，預金通帳の写しを提出します。この内容で，特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めてもいいでしょうか？

### 3 財産を処分する場合

未成年者の預貯金が少なくなってきたので、所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却するには解体をしなければならないとのこと。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、未成年者の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却してもいいでしょうか？

### 4 債務を返済する場合

未成年者の亡父が、未成年者の伯父から平成〇年〇月〇日に300万円借りていたことが判明しました。当時、未成年者の亡父は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。

借用書は残っていませんが、平成〇年〇月〇日に未成年者の亡父名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に300万円振り込まれていることから、未成年者の伯父の話を信用し、一括返済してもいいでしょうか？

### 5 立替金を清算する場合

未成年者の高校の授業料として合計50万円を後見人である私が立て替えて支払っていましたが、今回、保険金が900万円支払われたので清算したいと考えております。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収書の写しも同封します。清算してもいいでしょうか？

## 6 その他

未成年者（19歳）の祖母の三回忌法要を営むにあたり、法事費用として、未成年者の預貯金から50万円を出したいと考えています。

未成年者の祖母には長男（未成年者の伯父）がいますが、伯父は事業に失敗して多額の負債を抱えており、法事費用を負担することができません。また、未成年者と祖母は、長年同居しており、法事費用を支出することは未成年者も了承しています。未成年者の預貯金残高は約2000万円で、毎月黒字収支です。今回のことで生活を圧迫するようなことはありません。法事費用として50万円を出してもいいのでしょうか？



### 回答できない例

未成年者の祖母の三回忌を営むにあたり、未成年者の預貯金からいくらなら出しても良いのでしょうか？

**「6 その他」のように、後見人が何をしたいのかについて、具体的に後見人等としての意見を記入してください。回答できない例のように、どうすれば認められるかといった質問にはお答え出来ません。**

# 連絡先一覧

書類の提出，お問い合わせ先は，下記のとおりです。

東京家庭裁判所で 後見人に選任され た方	あて先	〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2 東京家庭裁判所後見センターあて
	電話	TEL：03-3502-5343 月曜日～金曜日（祝休日を除く。） 9：00～12：15 13：00～17：00
東京家庭裁判所立 川支部で後見人に 選任された方	あて先	〒190-8589 東京都立川市緑町10-4 東京家庭裁判所立川支部後見監督係 あて
	電話	TEL：042-845-0326 月曜日～金曜日（祝休日を除く。） 9：00～12：15 13：00～17：00
未成年後見人選任事件の番号 平成 年（家）第 号 （審判書に書かれている番号を控えておくと，電話連絡の際に便利です。）		

